

いじめ防止対策プログラム（行動計画）

令和5年度版

学期	内容	
前期	● いじめ防止・対策委員会を年6回以上開催する。（運営会議と日程を合わせる） ● いじめ防止等に関する学生対象アンケート調査を年4回以上実施する。 ● 現在設置されている意見箱を活用し、いじめに関する情報収集の常設窓口としても運用する。 ● 担任とクラス全学生の面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。	● 本校におけるいじめ防止対策を理解してもらうため、本校の学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止対策プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを学内ポータルサイトと学校HPに掲載し、広く周知を図る。 ● 学生生活における様々な相談を受け付ける「学生相談室」について、周知を図る。 ● 今年度のアンケート内容の検討
後期	● 寮務主事及び寮務委員と寮生との面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。 ● 学生主事や主事補と個別学生との面談を適宜実施し、いじめに関する情報収集を行う。 ● 学生主事が担任会へ参加し、いじめ防止・早期発見について担任への啓発活動、担任との連携強化を行う。 ● 寮、学生相談室と学生スタッフとの連携、情報収集を今以上に強化する。 ● いじめに関する講演会を開催する。また、インターネットの利用法・情報リテラシーに関する講演会でいじめについても触れる。	● 「いじめ防止週間」（10月予定）の設定 ● いじめ防止対策に関する講演会の開催（必ずインターネット等に関することも触れる。また講演会の模様をビデオ撮影し、参加できなかった教職員へのフォローを行う。） ● 学生によるいじめ防止の企画 ● 本年度のアンケート結果全体を分析 → 教職員へ周知・研修の実施 ● 次年度の学校いじめ防止対策プログラム等の検討
その他	● いじめ防止対策に関する会議、研修会等への出席。 ● いじめの事案が発生した場合は、その都度、いじめ防止・対策委員会にて分析を実施し、本校におけるいじめ防止等にむけた取り組みについて、適切に評価・検証等を行う。	